

# 近世後期史学史と『逸史』

五〇

## 高橋章則

る（後に一名『作文通弊』として流布した）。

寛政七1795年完成のこの書に於いて春海が指弾したのは、たとえは荻生徂徠が「孔子賛」に「日本国夷人物茂卿」と書き、「贈于土茹」に天皇を「共主」と書いたこと、あるいは「勝国」「国初」の文字を幕府に使用したことをはじめ、太宰春台の天皇の諱の公然たる使用、「山城天皇」との表記、服部南郭が日本の国号を単称して「大東」と記したこと等々、主に徂徠学派に著しい中国の呼称の日本への応用、歴史的類比の姿勢である。春海は

儒生は身卑賤ながら、學術文章は後世へも傳へて、人の模範ともなるものなるを、此文字稱呼の乖亂を、正したまう事の無きは、刑政の調典とやいふべからん。仲尼の教正<sup>メス</sup>名を以て先とすといはずや。名の正しからざるは、名教の害ならんか。

と儒教思想の原点「正名」説に照らしても現在の「文字稱呼」の乱れ、具体的には中国的文字称呼と日本の実態との乖離という弊害は矯正しなければならぬはずだ、と政治的秩序維持の観点を含めて同時代の儒者を論難するのである。その上で春海が提唱するのは、現実の体制・秩序と呼称の体系とが由来・源とするところを異にし

村田春海（延享三1746—文化八1811）は本居宣長に宛てた享和元1801年十月三日書翰に次のように記述している。

拙著ノ時文摘紙と申ものの事、御聞及御尋被下、これは、すでに數年前の儒者どもの、何ノ心得もなく、文辭ノ上に稱謂を誤申候事どもの候を、辨論仕候ものにて、畢竟兒童ノ爲のみのまうけに仕候書にて御座候。中々高覽などに入ルべきものにても無之候。題號不<sup>レ</sup>宜候ゆゑ改可<sup>レ</sup>申候、いまだ改め不<sup>レ</sup>申候、猶又後便に委曲可<sup>レ</sup>申上<sup>レ</sup>候。

この書翰が書かれていた時、既に宣長はこの世になく（九月二十九日没）、『時文摘紙』に対する「後便」での「委曲」の披瀝は残念ながらなされなかつたが、右書翰によって『時文摘紙』の著述意図が同時代の儒者における「称谓」の誤用の指摘・批判にあり、初学者向けにまとめたものであること、既に宣長が関心を示していたこと、題名、おそらくは「時文」といい「摘紙」という語義の直截なあり方が不適当であるゆゑに改題を計ろうとしていることがわか

ているところに時代の特色があること、それを「ありのまま」に表記すること、言い換えるならば「実」の体系と「名」の体系との二元性を同時代認識の基本としつつ歴史叙述すべきだということである。右の二つの体系は或人との問答の文中では、前者が「封建」、後者が「郡縣」と読みかえられている。

今の世は、封建のすがたにて、さて、官位等の制は、古の郡縣の時のまゝにて、又、別に當時の俗稱もある事を、後世より見ても、疑ひなく明らかに知らるべきやうに書くを、まことの雅正の文とはいふべきなり。これを、下なる人の私の心にまかせて、稱謂を改め、さて、萬事封建の制度を建てられし事のやうに、強て書なさんは、甚後世の人をして、迷はしむべき事に、實に、虚誕なるわざ也。

春海は「封建」「郡県」の併存、そして俗称の存在を歴史叙述の体裁として据え、後世人への理解の礎とすべきことを主張するのである。その一方で先に稱呼を乱すものとされた人々(徂徠学派)は、「実」の「封建」に依拠して「名」も「封建」に一元化する人々、しかも「私の心」に任せて改変する人々として論難されるのである。春海は「制度と稱謂とは、改め書べき物にはあらざるなり」、「此制度と稱謂は、雅俗を論ぜず、時に従ふより外は無きものなり。」を基本姿勢とするから、現実「時」の叙述を最優先とする傾向が強固で、かつ国学者の属性たる下位者からの政治・制度への働きかけが稀薄であるという特徴を併せ持っているから、対置されるころの儒者の処為は批判されざるを得なかつたのである。

同様にして歴史叙述第一の視座から稱呼の表現規制を受けるべき

とされる例の一つとしてあげられるのが『元亨釋書』である。

釋書は、僧家の記載なりとはいへども、史録の一なれば、稱謂を正しく書べき事なり。

歴史叙述という観点から春海は『元亨釋書』が「国を州」と表現したり「官に唐名」を記し「複姓を一字」に記録したりした姿勢を徂徠学派と揆一のものとして批難するのである。同様の規制は墓誌・行状あるいは詩序など「事を貫録する爲の物」一般に及ぶともする。

このように見えてくると春海の主に徂徠学派の使用文字を対象とした「稱謂」説への批判は彼らの文学的な営み全体へ派及する批判であり、歴史叙述の方法を端緒とした歴史観への根本的な批判であると言ふことができるのである。その論理の基本には既述のごとく「正名」説があり、「時」に傾斜した同時代認識があつたのである。春海の「封建」「郡県」併記と徂徠学派の「封建」一元的表記という歴史叙述上の対立はその端的な現われであつたのである。ところで、『時文摘批』に関心を示していた宣長は儒者の「稱謂」説をいかに見ていたのであろうか。「王かつま」二の巻の「儒者名をみだる事」の項中で宣長は次のように論じている。

近き世に或儒者の、今の世は、萬の名正しからず、某をば、今はしか〜とはいふべきにあらず、しか〜はいはむこそ正しけれ、などいひて、よろづを今の世のありさまにまかせて、例の私に物せるは、いかなるひが心得ぞや、(略)かの或儒者のごと、古よりのさだめにもかまはらず、今の名にもしたがはず、たと今世のありさまにまかせて、わたくしにあらたに物せむは、孔丘が春秋のこゝろとは、うらうへにて、ことさらに名を

みだることの、いみじきものにこそ有けれ<sup>(4)</sup>。

引用前半は春海のと同主旨であり、「正名」の観点から徂徠とおぼしき「或儒者」が批判されている。春海と少しく論の展開を異にするのは後半である。宣長は、「或儒者」の方法上の特質を日本古代からの定制に従うことも現在の「名」の体系に拘束されることもないことに求める一方、春海のように「郡県」「封建」併立論と定立されるか否かを断言していないのである。既知の通り宣長にあっては現在の「封建」の歴史の源泉は日本古代の「封建」に求められる傾向が強く、たとえば現今の大名は古代の国造に類比されるごとくである。他方「郡県」制は漢ぶりの一過性のもので、現今との関わり、規定性は稀薄である。従って春海のごとく「郡県」「封建」併列を当代の歴史叙述として定論することには疑問がある。つまり宣長の基本的思惟から言って春海と同列に扱うことができないのである。ただし一応ここでは宣長と春海には歴史観上の差違があるが対儒者批判として称呼説があったことを指摘して置き、『玉かつま』の統論に耳を傾けることにしよう。

皇國は、物のありさまは、古とかはりきぬる事も、名は、物のうつりゆく、其時々のさまにしたがはずして、今の世ととも、萬になほ古のを守り給ふなるは、いともしも有がたく、孔丘が心もていはば、名のいと正しきこそありけれ、さるをかへりて正しからずとしもいふは、何につけても、あながちに皇國をいひおとさむとする心のみすゝめるからに、そのひがことなることをも、われながらおぼえざるなめり、

宣長は、儒者の「正名」という方法自体が日本歴史の展開に照ら

した時、意味をなさないこと、儒者の立論が日本指彈を目的としたものであることを言うのである。この当該条を含む『玉かつま』二の巻の最終的成立は寛政六<sup>1794</sup>であり『時文摘紙』の成立と一年の差違しかなく、又両者は没交渉に成立しているから、先の春海による徂徠学批判の局面を以って時代層として扱い、国学者の対儒教思维的の要点に位置付けることには異議がないであろう。特に宣長の場合には、彼の歴史認識とそれを前提にした学問方法との称呼の不変の問題とが密接に関わること、つまり「称谓」説批判は儒者の「正名」論を仮想敵と設定した時に容易に導出されるものであると理解されるのである。

以上、国学の対儒教論の争点の重要な一局面として「称谓」説の是非の問題を定位することが許される。翻ってこれを史学史的観点から見た場合、この問題は日本歴史への認識・当代観を背景に有する歴史叙述方法の妥当性への検証の問題であると言いうことができ。言わば歴史叙述の方法的自覚の道が徂徠学の洗礼を経て拓かれたのである。

では上述の国学者の側からの批判に対して、儒学者の側からの対応あるいは反論はいかなるものであったのか。

寛政期を中心とした、しかも徂徠学批判を含むものとなると当然にも儒学の側での内部批判者としてのいわゆる朱子正宗派の人々が対象の主座を占めざるを得ないであろう。これらの人々への考察は頼嶺<sup>(7)</sup>、頼惟勤<sup>(8)</sup>、梅澤秀夫氏<sup>(9)</sup>によるものがあり、特に梅澤氏によって徂徠学の「称谓」説への批判としての尾藤二洲の言説などへの詳細な考察が加えられている。

本稿では以下、右先行研究に示唆を得つつも、先の考察中で春海

が指摘した歴史叙述の妥当性の問題に視座を据えて朱子正学派周辺への検討を加えてゆきたいと思う。具体的な対象となるのは中井竹山（享保十五<sup>1730</sup>—文化元<sup>1804</sup>）『逸史』であり、その成立過程に顕在化する叙述方法上の問題点を摘出し、朱子正学派を含む中井竹山周辺の人々において史学的に何が達成されたのかを論じたい。その際、本稿では現実秩序への箝口令を歴史的前提としていた論者達の歴史学上の苦心のあとを矮小化しないように心掛け、論をすすめたいと考える。

## 二

『逸史』が幕府に上納されたのは寛政十一<sup>1799</sup>年五月二十八日である（『逸史自序』「進逸史牋」）。献上本『逸史』は起稿以来五度の推敲を経たとされるもので、天明年間に一旦成稿になったものが、寛政十年十一月の幕府からの献上の命令のもとに繕写が開始され翌十一年四月に完成したものである（『逸史自序』）。『逸史』献上によって竹山一つには時服二領を、二つには歴史家としての名望を得た。時に江戸幕府には昌平齋に史局を設け「編年之大典」を作る計画があり、儒官尾藤三洲によって竹山は総裁たるべき推薦をうけたことが後者の証しである。結局竹山は就任を固辞したが、後述の二洲との『逸史』献呈をめぐる交渉を考えると、この総裁推薦の件も一連の動きと見られなくもない。

ところで五度の推敲とは、後述『逸史問答』に自著を紹介して「三・四度」の「易稿」とある天明年間までの推敲に献上を前提にした寛政年間のものに加えた数字と見られ、本稿が問題とするのは

その大きく二度に渡る推敲における争点である。

『逸史』献呈をめぐって争点となったのは『逸史』の叙述規定「釋言」の妥当性に関わるもので、主に「將軍」の称呼にまつわるものであった。この論争は『逸史問答』に見えるが、争点は既に安永年間に用愛れされているからそこから適宜論をすすめることにする。

渋井大室（享保五<sup>1720</sup>—天明八<sup>1788</sup>）への三書簡（『竹山先生國字牘』所収）に展開する竹山の称呼説は『逸史』のそれが歴史書叙述という実践篇とする<sup>(1)</sup>と原理論篇的な意味合いを有する。

「答大室第一書」<sup>(2)</sup>。この書翰の主要眼目は徂徠学批判にある。

三綱五常ノ道ハ最モ切要ナルコトナレハ最モ名ヲ紊リ分ヲ失フコトアルヘカラス然ルニ近世ニ至リ物服太宰等ノ諸儒輩出シテ大名分ヲ乱リ世俗ニテカツテ誤マラサルコト散々ニ顯傾錯乱シテ自ラ甘ンノ名教ノ罪人トナルコト苦クシキコトナリ

竹山は徂徠・南郭・春台らが三綱五常の番人を以て任ずるべき儒者の身にして強いて名分を乱したとして彼らを「名教ノ罪人」と規定する。そして大室が「正学」を唱導し徂徠学派が乱した「名分」の是正に貢献があったことを言う。しかし竹山は大室の徂徠学批判の姿勢には不徹底な点があり、かえって大室の代撰たる「林家ノ碑文」・佐倉藩の「行状」を読むと徂徠学派に類似する文字使用があるとして疑問を提起する。具体的には「廟」號の使用を以って將軍號にかえ年号に冠したりする点で、室鳩巢に当てはまる同じ批判が大室になされることを間接的に指摘するのである。そして鳩巢ひいては大室に見られるごとくの姿勢の起因するところを「處臆」<sup>(3)</sup>という語で説明する。

世俗ニ處蟲貞ト云モノアリテ浅間シキヲナガラ學者トイヘ厄免カレザルモノアリ物氏ノ怪僻ノ見ハ云ニ足ズ鳩巢ノ文字モ必竟ハ江戸蟲貞ヨリ出テ王室ヲ日上ノ瘤トスルナリ山崎家ノ神道ヲ雜ユルハ京蟲貞ニテ武家ヲ尾大ノ勢トスルナリ笑フベキナリ

江戸・京ニ置換される幕府・朝廷のどちらに比重を置くかによって文字の使用法が分かれるというのである。右鳩巢らに対して、竹山の立場は「蟲貞偏頗ノ沙汰」を排除し「凡ソ我邦ニアル人誰カ千載一王ノ澤ヲ仰カサラン凡ソ今ノ世ニアル人誰カ御當家奕世ノ隆治ヲ戴カザラン」として、朝廷・幕府の恩恵をさながら容認するといふものである。

以上に加えて、「第一書」では今日の「名分」論上の混乱を招来した原因として、第一に幕府において定称がないこと（必竟ハ京都ノ御事正當ノ通称ナクシカモ常ニ入用ニテ毎度行文ニサハリ何トモカキヤウノナキヤウナルヨリ止ヲ得ズシテ僭ニ及ブ文字モ出來ルナリ）、第二に幕府の威権勢力が甚大で歴史上に類例を見ないこと、そのため（朝廷に対する）臣下の呼称では歴史の実態を包摂しきれないことをあげている（又威権ノ在トコロ甚大重ク古ノ五霸ナドト日ヲ同シテ語ル可ラザル大キナルコトニハソノ様子ヲキカセンニハ臣道ノ文字ニテハ事定ヌヘサマ／＼ト文字ヲ撰出スルコトナリタリ）。

「答大室第二書」の主眼は右の幕府のあり方を「非疾非王ノ間」に定位するにあり、幕府の歴史的地位を明らかにするにある。又「第一書」への大室の返書に竹山の議論が「名分」の是非を目的とし幕府を批駁するの忌諱に触れるとあり、又黨錮の禍に陥るものだ

とすることに対して、あくまで「僕ノ名分ヲ論ズルハカクテ國家ヲ議スルニアラズ近儒ノ當否ヲ議スルナリ」と但徂学批判に終止するものであることを弁明することにある。

竹山は徳川幕府の在り方を「今日ノ室町氏ト殊異ナルモノハ勢威ナリ事體ニ於テハ全ク同シ」と「勢威」と「事体」の二点から論じ、室町幕府と事の本体において何ら変わるものがないとする。といふのも

室町氏ノ勢力ノ輕小ト今日ノ重大ナルト霄壤ナレモソノ大臣タリ將軍タルハ同シ上ニ一王アリテ服事スルハ少モ異ナラズコレヲ事體ナリト諭サル々ハ恐クハ實ニ惑テ名ヲ誤ル方ニアランカというように、「勢威」の点に於いては徳川幕府は室町幕府と雲泥の差があるといつても「事体」―「名」の秩序の上では両者に何ら差異を見い出せないとする立場に竹山は立つからである。竹山の大室批判の骨子は「勢威」と「事体」との混同、「勢威」偏重を指摘するところにある。この点は第三書に引き継がれる争点である。

竹山は右のごとくの「勢威」と「事体」との乖離が存在しつつも「勢威」によつて一統せずに「名分」の秩序内に甘んずる幕府の姿勢を「恭順ノ美」と評価し、その体制を丸ごと肯定するのである。春海の論に比較して論ずるなら、竹山は「名」の秩序と「実」の秩序との乖離と論ずるのではなく、あくまで「名」の秩序内に「実」の秩序を置こうとするものである。それに対し竹山言うところの徂徠学の人々の姿勢は「江戸蟲貞」「勢威」二元論、「実」の秩序に偏したものであり、かえって「江戸」の「恭順ノ美」を害なうもの、後世の体制的動搖を導因しかねないものと危惧し、是正を主張せざ

るを得ないのである（「僕ハ國家ノ名分ノ正シキヲツ子ニ感服シテ近儒ノ甚ダ名分ヲ亂リタル説ノ流傳シ異日國家ノ責ニ任ズル人ヲ惑ハシヤセンカト<sup>13</sup>過慮スルヨリ前書ノ如ク云ナリ」）。

「答大室第三書」の主意は自己を歴史家であると規定しつつ、自己の「名」の秩序圏内に「実」を位置付けるといふ叙述の方法に対する絶対的自信を示すにある。

竹山の推論の材料が官階や附帯文書であったことは大室からすれば事実（現実状況）を無視した虚構の体系に与するものとして不満であった。ところが竹山は「今ノ王朝ノ王朝タルハコノ官階文書ニアリ至テ重キコナリ」との立場から大室に反論するのである。

「春秋」の筆削以来の伝統として一字によって「名分」の確定がなされうるのであり、例えば司馬温公、朱子の『資治通鑑』、『資治通鑑綱目』における「名分」の一大議論も韓魏趙の晋分割と晋の侯への降格という事態に関わるもので、その議論の端緒たる官階文書を軽視することは認め得ないとし、大室を「勢威ノ軽重バカリヲ論ゼラルムハイカザアラン」と批判する訳である。その上で自己の史料引用の妥当性を「凡ソ事物ノ稱謂コレハ天子ニ限ルイヤ諸侯ニモ通ズルナド議論ノ起ルハ故例ニヨリ事実ヲ引テ証スルヨリ外ハナシ」あるいは「コレ事ノ明白ヲ欲スルナリコノ實境ニ就テ是非ノ判断ヲ加ヘ玉フベキコナリソノ當否ヲサシヲキ空言ニテ論ズルハヨシ實境ヲ云フハアシミト云フアルベカラズ」と主張する。竹山が強調するのは自論の前提に据えたのが「事實」であり「實境」から導かれたということである。

總ジテ鄙意ノ主トスル所ハ世儒ノ僭ニワタル文字ニアリ老兄ノ

文字情ハ異ナルベケレハ迹ノ近似スルモノアルライカト難ゼシヨリコノ往復ニ及ビテ今ニ他逕別路ハナシ

この大室に見られる「迹」（文字）の次元における徂徠学派との親近性への批判が「タグ名分ノ大義ニ於テハ南山ハ移スベシ僕ノ一字ハ易ベカラズト思フコレホドニ自ラ信ズルモノナケレバ筆ヲ下サルモノニ非ズ」といふ自己の使用する文字に対する絶対的自信に裏付けられていたことは後に見る竹山の歴史書叙述上における主体性重視の姿勢を考える上で前提となるであろう。

以上の大室宛三書翰には「逸史」の確立と見える記事があるから天明年間のものともみなせるが、一方「竹山書牘」所収の「答服子安」なる書簡は「庚子四年」の年記を有し、安永九<sup>14</sup>年すなわち「逸史」の第一次成期以前もしくは著述期における竹山の「称呼」説を知る手がかりを与えるものである。

「答服子安」書簡は服子安（服部栗齋<sup>15</sup>1736—1800と考えられるが未確定）による「文字」使用法への疑問に対する竹山の解答で「カ子テ考定」したものを示して採擇を問うたものである。そこに示された主要「文字」（「称呼」とその使用の是非の論の挙項例を示すと次のようになる）。

- (一)「大君」 (二)本丸 (三)正衙 (四)御台 (五)妃 (六)台命 (七)教
- (八)殿下 (九)薨 (十)大君追称 (十一)廟 (十二)自称 (十三)孤
- (十四)帝鑑ノ間ノ類 (十五)局 (十六)世子 (十七)元子 (十八)車駕 (十九)大駕
- (二十)国名 (廿一)邑名 (廿二)侯

右のうち(一)「大君」は「答藤江貞蔵書」で議論を補うことを前提にして論じられている。とすると(二)「答藤江貞蔵書」を加えた「答

服子安」の十二項目は「逸史釋言」の十項目

- (一)「大君」(二)「太大臣」(三)「主君・主公」(四)「孤」(五)「薨・卒」(六)大君正配||「妃」(七)「世子」「元子」(八)大君車駕||「大駕」(九)空字之法(十)「諸侯・国侯・国主・郡侯・城主・邑侯・閔内侯・公・侯・伯・子・男」

にはば対応するもので、「逸史釋言」の原型をなすものと意義付けられる。加えて上記の「答藤江貞藏書」は「答服子安」「答鹿島文宰書」において「大君」称呼に対する竹山の正式見解と位置付けられ、「逸史釋言」においても「予嘗竊議之曰」として同書の主旨に相当する内容が示されているから「答服子安」すなわち安永年間に於いて『逸史』の「称呼」体系が確定したと言つてよいのである。

さて「答服子安」における竹山の議論で注目されるのは、諸国大名「国主」を論じた箇所に

國主ノソノ國ヲ以テ称スルハカリハ實封實任ノヤウナレテニ某ノ守ト称スレハ郡縣ノ時ノ任ナリ封建ノ号ニ非スヤハリ虚任ヲ免カレス故ニ行文ノ間宜ニ從テ斡旋スヘシ

とした点で、竹山は当代を「封建」と認識した上で、称呼の面では「郡縣」的色彩を残すがその「郡縣」の「虚任」は表現上で適宜改めてよいという姿勢を明示するのである。さらに「書法」を明らかにすることによって例えば初めて見る中国人でも少々混乱があつても理解が可能であるとし、その際の了解事項として「全体ニ叙任ハ王室ヨリ出ル職掌ハ江都ニテ命セラルト云フヨク胸ニオキテ見レハ右ニテワカルヘシ」と銘記すれば足るとする点も見逃すことができない。これらは後に見るように竹山の一貫した歴史叙述の際の

態度であり、叙述者の主体性を叙述に反映することを許すという意味で村田春海とは一線を画するものである。

以上の「逸史釋言」の第一次の成立期である安永末年における竹山の歴史学上の営為は「答藤江貞藏書」によってさらに確認できることを指摘し、同書簡内で新たに用意された論点として「大君」號の問題を論じよう。

竹山は朝廷の称呼と幕府の称呼とを混同する「東儒」のあり方に對し將軍称呼を「大君」と確定することを突破口として掣肘を加え、「名分」体系の再構築を計ろうとする。「大君」號への確定は当然先行する諸儒の議論への批判を伴ない、特に新井白石「五事略」は完膚なきまで論難されている。そこでの竹山の主意は

異日國家ニ公方ノ文字ノ雅訓ナラザルヲ嫌ヒ玉ヒテ、寛永ノ例ヲオシ、大君ヲ通稱ト云玉ヒ、諸侯ノ披露狀ニモ、大君様ト認ヨト仰セ出サルミコアラバ、一統承當シテ誰カ否ト云ン

という称呼の統一、しかも幕府による布告を目ざすところにあつたと言える。これは竹山の徳川幕府の現在を「一代ノ制ノ定マ」りとして定着すべきであるという思惟、そして「總ノ稱呼ノ定マルハ、大事ノモノニテ」という思惟に支えられるものであつた。

右竹山の志向が甥に対する「答藤江貞藏書」に表明されその流布を容認した点、又『逸史』という歴史叙述の形で定着しようとした点は竹山の思想の実践性という側面から注目されるものである。

とすると「答服子安」及び「答藤江貞藏書」の意義は「名」の秩序圏内に「実」の秩序の象徴たる將軍「大君」を位置付けるといふ歴史叙述上の方法的課題に對し、竹山が「書法」の提示という形で

解答しようとしたことにあると考えられるのである。既述の大宝元書簡における竹山の「書法」に対する自信は前段階での以上のような模索を経たものであった。これに『逸史』の叙述の完成と献上とが連続する訳である。

### 三

『逸史問答』<sup>(17)</sup>は竹山と佐倉藩の儒者菱川秦嶺字大観<sup>(18)</sup>（寛延元1748—享和三1803）との間で交された書信の往復を主体とした数度に渡る『逸史』についての問答を集録・編集したものである。以下この書の重層のかつ多岐に渡る議論のうち「將軍」「大君」についての議論を中心に考察し竹山の歴史思想への検討を加えることにする。まづ本書に示される竹山の歴史叙述についての基本姿勢を掲げておくことにしよう。竹山は中国の歴史書に対比した際の日本史書を次のごとく集約する。

總テ華域ノ史ハ時人ノ言ヲスクニ寫ノ文ヲ成故後世ヨリ讀モノ  
ソノ時言ヲスクニ讀得サレハ讀得ヌヲ多シ我邦ノ史ハ一々鎔化  
ヲ歴サレハ文ヲ成サスソレ故コノ鎔化ニ大ニ勞スルコトナリ又華  
域ノ前ハ封建後郡縣ナリ我邦是ニ反スル故尤モ化裁ノ方ニ勞ア  
リ

中国の史書は歴史的できごとを時文で叙述するのに対し、日本の史書では一旦漢語化しなければならずその際の労が大きい。又中国史は「封建」制の時代から「郡縣」制の時代へと推移したのに対し、日本史は逆に「郡縣」から「封建」へと移行したために歴史的事象の推移を中国史を前提に理解することが難しく、文字置換の際

の裁定基準の設定に労力を要する。竹山は日本の史書の叙述上の困難を文字への置換の段階と歴史事象の意味解釈上との二段階に見、その困難克服を「一時ハ一時ノ稱謂アリ一書ハ一書ノ體製アリ」という歴史叙述上における叙述者の主体性の強調を以てなそうとするのである。

この竹山の姿勢に対する大観の基本は「我邦ノ史ハ一々鎔化ヲ歴サレハ文ヲ成サスト雖モナルタケハ實ヲ記スル是史ノ本意ナランカ」というところにあり、歴史叙述者の主体性に対し「實」による制約を設けようとする点に特色がある（この「実」の指すところの意味が大観と竹山では異なる）。以下の両者の論議の中でまま見られるところのすれ違いはここに帰因することを予め指摘しておく。

さて『逸史』の体制の要綱たる「逸史釋言」の第一項は「大君者何、公方也、」に始まるもので「大君」號の使用が『逸史』の主張の根幹であることを示す。従つて大観の質問も「大君」とその汎称である「公方」そして「將軍」との関係をめぐる開始された。その場合に問題となるのは、(一)『逸史』における「大將軍」「將軍」「大君」の併用の是非、(二)「大將軍」と「將軍」の書き分けの妥当性、(三)「將軍」と国持大名「国主」との併記の妥当性、の三点であり、言うまでもなく相互に関連したものである。

大観は次のように『逸史』批判を展開する。

逸史ノ書法ヲ議スルニ足利ノ時初征夷宣下ノ處ニハ大將軍トアリテ後ハ大君ト將軍トウチマセニ書セラレシコトイカミアルヘキ  
(略) 漢人ノ見タランニハ時體ヲ分別シ難カルヘシ

大観は足利の事象を記述するには「大將軍ト大君トウチマセ」にすることを「鎔化」の最可とする主張から三つの称呼の併用は歴史理解を防げると言うのである。これに対し竹山は歴史叙述者の主体性「一書ノ體製」を盾に「讀人此書ハ大將軍ト云モ大君モ將軍モ一コトナリト思ヒテスムナリ」と「讀人」の了解が得られるなら三號混淆も可であるとす。その裏付けとして挙げるのは『漢書』霍光伝中に「將軍」「大將軍」が併用され峻別されていない点である。

これに対し大観は「將軍」號の使用を拒否する立場から、霍光伝中の「將軍」が「問答」(會話文)の箇所のみで「記者ノ詞」(叙事文)においては「大將軍」とあり略称がなされていない点を拏証し反論する。その上で『逸史』足利中での「將軍」の使用が「記者ノ詞」の部分におけるものとする。すなわち「記者ノ詞」においては称呼を嚴格に正す必要があるから「將軍」は用いるべきでないとするのである。というのも大観は中国における「將軍」が大官ならざるもので、例えば『逸史』のごとく国持大名を「國主」と表現した場合に中国人は「其國主ノ君ニ將軍有ントハ思ヨラス」ことで「必稱謂ニ疑惑シ足利ノ事體ヲ錯認」するであろうと考えるからである。さらに言えばこの「將軍」と「大君」の併記の問題は大観には「國體」伸長の点から言つて忽諾できないことだったのである。

それは次のような意味からである。

足利ノ處ニハ將軍ト大君ト打マセナリ御當代モ初ハ其通リナリシカト覺ユ然レハ漢人ノ見たランニハ當代モ足利モ同將軍ニテ治亂ノアト異ナルノミト思フヘシ國人ヨコ當代ト足利トノ威權格別ナルヲハ知ヘケレ漢人ハ只稱謂ニ据テ時體ヲ推量ルヨリ外

ナシ故ニ余カ意ニハ足利ノ稱謂ヲ忽略セスシテ當代ノ體ヲ張ン  
コヲ欲ス

「將軍」「大君」併用が足利のみならず当代にも及ぶとすれば両者の差異は治乱の迹のみであり、邦人は支配力の面で両者の区別が可能であるが、中国人の場合には「稱謂」に依拠して歴史を理解推察する他なく、両者の差異を理解することは難しいから、当代の隆治を表現するためにも足利の称呼をないがしろにすべきでない、大観はこう論じるのである。

しかし翻つて大観の主張を見た場合、果して当代と足利との差異が明白となるか疑問が残るのも事実である。というのも大観のように「大將軍」と「大君」を以つて足利氏を表現したとしても、徳川氏にも同號を使用すれば両者の差異は治乱の迹以外では表現されないからである。

ここに措定されるのが、足利と当代との称呼の区別という問題であり、『逸史問答』への間接的な参入者尾藤二洲(延享二<sub>1745</sub>—文化十<sub>1803</sub>)の見解が生ずる所以である。二洲はこの問題に対し逸速く「大君ハ御當家ニノミ用テ足利ハミナ將軍シマイニシタキモノ」との見解を竹山に提示している。大観が言う「將軍」称呼の不適當の問題は残るが確かにこれによって当代の国体的伸長は可能になるのである。事実大観は後に尾藤説に従う姿勢を示すことになる。しかしながら竹山は、大観の見解にも二洲の見解にも与しなかった。

竹山の三號併用説への弁護は次のようなものであった。大観の指摘とは異なり、中国においては「將軍」號に大將軍・車騎將軍・驍騎將軍など數種あるが、にもかかわらず「將軍」號の詳細を叙事文

において欠く場合がある。この略称は文脈上知られる場合は勿論、知られない場合にもある。衛青、霍去病、薄昭らに対するものがそれである。こう論じた上で竹山は「初一ツ征夷大將軍ヲコトハリオキ又中間ニモ征夷之拜如儀策呼如儀ナトコトハレハ將軍某ト畧稱スル記者ノ詞何モ非スヘキナキニ似タリ」と『逸史』の体裁の擁護を計る。そして歴史叙述に対する自己の姿勢を

必竟史筆ヲトル人我が心任セニカキ置テアトヨリ讀人其上下前後ノ文ヲ考ヘテ筆者ノ意ヲ推テ知ルヘキノミ必一律ヲ設ケテ古今前後ミナ是ニ依ヘント云ニハ及ハサルヘシ

と論じ、恣意さえ認めかねないような叙述者の主体性の強調を行なうのである。この称呼の拘束からの解放の姿勢は『逸史』の体裁が『資治通鑑』に依ったものだと看做す大観への反論でも貫かれる。

愚ハ左氏ニ依リタレハ初ノ叙世ノ所ハ秦本紀ノ初卷ノフリナリサレテ時勢ノ大チカヒ有ユヘ稱謂ハ依難キト多シ

この「時勢」への着目が一元的に称呼の拘束からの解放を齊したとすることができるなら『逸史』の史学史的意義として認められることであろう。ところが『逸史』の体裁をめぐる竹山の論の前提にあるのは「大君」として表現される徳川家康の称呼の桎梏なのである。その端的な例が足利義輝に対する馬の献上の箇所（『逸史』弘治二年丙辰春正月）であり、後に足利氏と徳川氏との「君臣」関係の存在をめぐって論議されることになる箇所である。

來諭ノ如ク大君ニテシマイテモヨケレモ足利義輝ヘ 照后ヨリ馬献上ノコアリコノ所ニテ大君カチャヒテ文意快カラス故將軍

義輝ト書シテコレヲ分ツコミハカリ俄ニ將軍ト改ルモオカシキモノユヘコノ前ヨリヲリミキ將軍ヲ取マセ用ヒタリ

足利義輝を「大君」と統一して表現した場合に、徳川家康は「大君」登場のこの場面は「大君」から「大君」への馬の献上があったと表現せざるを得ないから、これ以前に義輝を「將軍」と書き改めて置いたというのである。当然この時点で家康は一諸侯に過ぎないからそれを「將軍」「公方」の別称である「大君」に表現すること自体に無理があるのであるが、「大君」家康は叙述の規定条件であるから義輝への表現を改めざるを得ず、同様の事態は他にも起こり得るから足利氏への表現に「大君」以外の「大將軍」「將軍」を併用することが必須となるのである。『逸史』においては家康の称呼による表現の拘束が甚大なのである。ここに二洲説のように「大君」は徳川氏以外に用いるべきでないという説が発せられる端緒があったのである。

右竹山説の成立の背景をいくつか挙げておこう。第一は竹山の「將軍」称呼を中国史の規定圏外へ置こうとする思惟である（全體我邦ニ將軍ハ何モ漢史ニアツカルコトナシ）。中国的な称呼の束縛から遁れるため竹山が筆証としたのが、崇神朝の四道將軍であり、その成立を漢武帝が霍光を大司馬大將軍に命じた前年であるとすることを以て解放の具としたのである。第二は『大日本史』における「將軍」称呼使用法との相似ということである。『逸史』には『大日本史』に書法その他の面で従ったという風聞があった。竹山はそれを否定し『逸史』の単独成立を強調した上で、「將軍」称呼の偶然の一致を述べ「逸史ノ稱謂イヨイヨアシキニ極リタラハ其罪ハ日

本史ニ譲リテスムヘシ」と責任の転嫁すら可能であることを述べるのである。第三は竹山の当代認識の『逸史』叙述への反映である。大観が『逸史』が足利と徳川との差異を治乱の迹以外で示し得ないとしていたことは見た通りであるが、大観が前掲の発言をしたのは竹山の次のような議論の中いわば当代に対する「名分」論的な視座の欠落を着取したからに他ならない。

大君ハ一身ニテ天下ヲ宰スル人ノ尊稱ニハ至極ヨク協ヒテケツカウナル文字ナレハ御當家ニ的當トスヘシ足利ノ今ト治亂縣隔シ威力權勢微々ニテ虚號ヲ擁スルハカリニハ大君ヲヤメタキモノナレハ必竟大君ハ公方ノ易名ニテ學者ヨリハメタル文字ナリ公方ノ稱御當家ヨリ起リタラハ至極右ニテヨケレハ是ハソノ濫觴久シキヲニテ足利義滿ノ比ヨリキツト一人ヲ指定シテ公方トスル尊稱トナリタレハ足利一代ニテ是ヲ没スルコトイカミアラン竹山においては「大君」號は徳川氏にこそ適称であることが説かれはするが、「公方」の別称に過ぎず、又後世の學者によつて編み出された文字なのであるから「公方」の歴史性に規定され足利義滿以後用いられると論じられる。足利と徳川との差異はともすれば威力權勢の面に限られるかに見えるのである。この竹山に対し当代観の点で抱いた大観の危惧の念が正鵠を得ていることは渋井大室との応酬に考察を加えた我々にとつて自明のことと言つてよいであらう。くり返しになるが引用しておこう。

室町氏ノ勢力ノ輕小ト今日ノ重大ナルト霄壤ナレソノ大臣タリ將軍タルハ同シ上ニ一王アリテ服事スルハ少モ異ナラズコレヲ事體ナリト喩サル々ハ恐ラクハ實ニ惑テ名ヲ誤ル方ニアラ

ンカ

竹山が『逸史』に於いてなしたのは、この「名」の秩序の歴史叙述としての定着であつたのであり、『逸史』の意義もこの角度から照射されるべきであらう。

さて竹山は三號併用という範型を定めることによつてかろうじて自己の同時代認識を『逸史』にとどめることができ、併せて称呼の拘束からの解放を得た。では『逸史』歴史叙述法の意義は他のどんな点に求めることができるであらうか。これについて春秋流の筆法、朱子流の綱目主義から解放、『左伝』の事実主義への傾斜ということを指摘しておきたい。

大観は『逸史』の体裁が『資治通鑑』に基づいたものであることを論じ、書法もそれに従うべきことを示唆した。しかるにそれに対する竹山の答えは

逸史中ノ稱謂何モ通鑑ノ一書ニ依准スヘキヤウモナシ又漢一代ニ限リタルコトニモ非スソレユヘ博ク左國史漢ヨリ歷代ノ諸史ヲ錯綜シ我邦史籍等ヲモ加エ今古ノ事實ヲ糺シテ稱謂ヲ定ルコトニテ

というものであつた。ここに見られる『通鑑』からの脱出と同様のことが『春秋』『通鑑綱目』についても言うことができる。

モシ春秋ノ書法ヲ受ケ朱子綱目ノ例ニ遵ヒタラハ一々征夷大將軍トスルカ又ハ畧スルハ必大將軍某トカクヘシ

しかし竹山は右の両流を採用しなかつたのであり、意識的に「略稱混稱ノ法ヲ定」めたのである。「略稱」とは「大將軍」から「大」を省略すること、「混稱」とは三號混合のことである。この方法の

依拠したのが『左伝』なのである。

大君將軍ヲ混雜シテ用ル例ハイカニトアランニ是ハ左氏ニ依ナリ

我々はここに『逸史』の史学史的意義の一端を論ずる視点を得た。それは「釋言」第一項に関わるもので、竹山は「略称混稱ノ法」を定めることによって『春秋』や『朱子綱目』流の歴史叙述法の極端からのがれ、『左伝』流の称呼を混雜しても自由に叙述を行なうという方法を確立し、「名」の秩序を定式化する道を確立したと言えるのである。

本来的には徂徠学流の「称謂」説批判に根ざした歴史叙述法確立の営みが『逸史』であった。その中で竹山は称呼の拘束から解放される道を模索し、叙述者の主体性が發揮される方法を探し得た。それは『春秋』や『通鑑綱目』から『左伝』へと向う道であり、『逸史』の積言第一主義とは歴史叙述の新しい方法への跳躍台であったとも言えるのである。

#### 四

『逸史』が積言第一主義をとることによって拓り開かれた地平は小さくないが、他方そのことが『逸史』の叙述を恣意に向かわせる危険を内包していたことは指摘した。『逸史問答』の後半で新たに惹起された問題はその点に関わるものであった。

(一)は天正十年の高松役における記述(巻之四、三十一丁オ)の「秀吉見使者曰明智光秀作逆寡君世子皆遇弑上國大亂我且馳還討賊子君尚能成歟」の「寡君世子」の語、(二)は右に先立つ「江侯大學」

(巻之四、三十丁ウ)、加えて前後の信長に対する「侯」字の使用である。(三)は天正元年五月十八日(巻之三、十二丁オウ)の「逸史曰」の「濃之於義昭也、分既非君臣」の語句である。

結果的には、現行『逸史』に見られるごとく(一)の記述は「秀吉見使者詳告以京師變且日事勢若此上國必亂成且馳還誅賊靖難子君尚能成歟」と書き改め、積言の規制下にある「寡君」「世子」の語感上の不備を会話文から叙事文へのすりかえによって解消している。

(二)信長に対する「江侯大學」の記述は「江師大學」へ、以外の「江侯」の文字は「右府」へ変更した。それによって信長と秀吉ら臣下との「君臣同爵」の事態を避けた。(三)は大観の批判にも関わらず前表現を踏襲した。竹山は義昭と信長との間に「君臣」関係が存在せず、単なる「統属」の関係があるのみとして放伐容認論を形成した。同様にして家康と義輝との関係も「君臣」と論じない。

この修正、反論の経過には竹山・大観両者の歴史叙述に対する基本姿勢が示され興味<sup>(19)</sup>が尽きないが、ここでは右の過程と同時期に『逸史』の將軍家への献上が果たされ、右の修正への議論が献上を前提にしたものであること、その議論が幕府儒官尾藤二洲との協議からなっていたことを示すにとどめ、前章において結論した『逸史』の史学史的意味を頼山陽『日本外史』との関係を示すことを以って補足説明し、近世史学思想史研究上の一視座の提示を計りたい。

頼山陽(安永九<sup>(20)</sup>1780—天保三<sup>(21)</sup>1832)が『日本外史』(以下「外史」と略す)に引用書目を掲げ二百九十二種にのぼる書名を記していることに対しては、山陽が当該諸書を見したか否かをめぐって諸論がある。川田甕江は「謹々数十部」<sup>(22)</sup>に止まると論じ、又『逸史』「参

考書目」を山陽が参酌して「日本外史引用書目」を形造つたとする指摘もある。一方「逸史」は論齋部が「逸史氏曰」との表現になっているが、この表現と「外史」における「外史氏曰」との表現との間に影響関係を見る見解もある（基本的には「資治通鑑」の体裁であろう）。しかし「外史」が近世後半のいわば歴史叙述の不毛の時代の中からいかに生まれて来たのかという史学史的な位置付けはまだまだ不十分であり、「逸史」との連関についても同様と言える。

ところで、右「日本外史引用書目」の末部には「通語 逸史 常山紀談 称谓私言」の名が掲げられ、山陽自身によって懷徳堂の歴史学との交渉が示唆されている。一方まさに最末尾を飾つたのは二洲「称谓私言」であつて、この点から山陽においても「称谓」が叙述の体裁の側面から組上にのぼつていたらしいと推察が成り立つ。山陽は二洲を評して

喜談<sup>三</sup>本邦群雄事跡、又辨<sup>三</sup>和漢名稱當否、其詳晰、著有<sup>三</sup>稱謂私言、東儒消<sup>三</sup>亂名分<sup>三</sup>之弊、至<sup>三</sup>今日<sup>三</sup>大革、先生之功居多、(師友志補遺)

と論じ、「称谓私言」を徂徠学批判の文脈中に位置付けていたし、二洲との関係から言えば、山陽の寛政九年の江戸遊学の時期は「逸史問答」において大観が二洲に見解を求めていた時期にあたり、「山陽先生書後」巻中「書織田眞記後」には義叔二洲と国事史談義にふけていたことが記されるから山陽が人的交流の面で「逸史」に連続することは言うまでもない。

さて、「称谓」「称呼」という視点で『外史』を通観すると『外史例言』の中で山陽が先行する「称谓」説に対して根本的な批判を

くり返しているのに気付く。又そのことを念頭に置いて『外史』を松平定信に献呈するに際しての上表文を眺めると、やはりここでも在来の「称谓」説に対する決別が宣言されるのを見い出せる。以下では「外史例言」と「上乗翁公書」に示す山陽の「称谓」に対する基本姿勢をまとめ、史学史上の見取り図を一応完成しておくことにしたい。

山陽は「外史例言」に「近時の諸儒、君に非ず、臣に非ざるの間において、別に名号を造り、左支右吾、議論騰起す。これを崇ぶと曰ふと雖も、その実はこれを黷す。裏は則ち敢てせず。」と論じ、「非君非臣之間」(前述「逸史問答」中の「非君非侯」に同じ)すなわち徳川氏に対して新たに「名號」を作つて叙述したりすることは、実は崇敬の意を表わすかに見えて逆に黷しているとする。前述の「称谓」の混乱の状況が該当するであろう。山陽は自らはそのような「称谓」の作成は行なわないと断言するのである。そして自著『外史』は、「今の著す所は、断然左氏の齊晋を紀し、漢書の霍氏を紀するの例に拠る。皆見今公行の名を用ひ、以てその実を直書す。名実の際、読者をして自らこれを見しむ。」と叙述の基準として『左氏伝』が齊桓・晋文を侯の次元で表現をとどめ、『漢書』が霍光を「大將軍」等々と記しつつ実力上では天子の上位にあるものに対してことさらに「称呼」を勘案せずに叙述したのに倣い、あくまで現在流行している名號を使用しその上で実態を誤まりなく叙述すると述べる。名號称呼と実態との相関性(「名分」論)に関しては右の方法によって表現し読者の判断に委ねるといふのである。この議論は、範として設定する『左伝』『漢書』の例が「逸史問答」

で竹山が引用したのに対応し、又叙述を主体的になし判断を読者の側に求める点への言及も『逸史』に連続する。

以上のような山陽であるから「称謂」に關しても「復た私に称謂を撰び、以て後世の耳目を味まざす、」となる訳である。ここにはもはや「称謂」の拘束は存在しないのである。山陽は右に続けて「抑々吾が輩の文字、何ぞ天下の名義に于はらんや。然れども吾よりこれを乱すは、亦た心に懼るゝ所なり。後の君子、必ずこの言に取ることあらん。」と自著『外史』が「正名」論上で社会的影響力を持ち得ない謙讓の意を表しつつ「称謂」などによって「名実」の混乱を招来するつもりのないことを表明する。しかし書物は自己歩きし不慮の方向性を持つ可能性を有するからそれを懸念しているとも述べ、この例言中に表明したことを後世の人々は考慮して欲しいと弁護を用意しておくのである。山陽はまた「是の伝を叙述するとき、則ち称謂言語、皆是の人に私するが如し。これ紀伝の体のみ。史記の、項羽を伝するが如し。当代のためにその体を変ずるを得ず。」と論じ、紀伝を叙述するに當っては、伝記の対象者の立場になつて称謂言語するとの方策を採用するとする。『史記』が項羽本紀と高祖本紀と主客逆の立場で叙述したのに倣つた紀伝の体裁であるというのである。ここで当面の問題となるのが当代徳川氏の場合であつて、「豊臣氏」の巻においては秀吉に沿つた称謂言語とならざるを得ないのであるが、それは叙述の体として諒解されたいというのが山陽の主意なのである。

以上に見られるように、山陽においては称謂言語が歴史叙述の体としてその場その場において主客の所を入れ代わることすら肯定さ

れるという弾力的な使用法を許す姿勢が保持されるのである。さきの「称謂」の私的作成の拒否とを併せ考へるならここには「称謂」に過大な意義を付与するといった姿勢はないのである。竹山の議論からの発展を読み取ることが可能であろう。それゆゑに可能となつたのが換言すれば「称謂」からの完全とも言える解放によつて生み出されたのが、文学的と評される『外史』の歴史叙述様式なのである。これに歴史的一回性への多面的な把握の道の模索が關係することも指摘可能であろう。

『外史』に対しては例えば帆足萬里によつて「僕嘗て竹山先生逸史ノ文章、未ダ工ナラザルヲ恨ム。今はノ書ヲ觀ルニ、逸史ニ下ルヲ数等<sup>2)</sup>。あるいは「頼生作ル所ノ文章、鄙陋、和習錯出、加フルニ考証疎漏、議論乖僻ヲ以テス。以テ甌噐ヲ覆フベシ。渠、是ヲ以テ横ニ重名ヲ得タルハ、真ニ怪嘆スベシ」といった酷評が加えられるが、その「鄙陋」「和習」といった属性はさきの「例言」に規定されるところであつて、「称謂」の拘束からの解放の裏面である。古賀侗庵は「平衍卑凡、一点ノ古色靡シ<sup>3)</sup>」とするが、山陽の上記の志向性から「古色」を導き出すことは不可能であると言えよう。ところで山陽は文政十<sup>2)</sup>七年『外史』を松平定信に献呈すべく「上乗翁公書<sup>4)</sup>」なる上表文を書いているが、そこには「外史例言」に展開した「称謂」に対する見解が端的にまとめられているから以下に引用してみよう。

今代の称謂の若きに至りては、則ち謹みて奕葉名爵天下公行の称に拠る。名実の輕重は、跡を按じて知るべし。敢て私に名号を撰びて、以て今代を驕し、後世の耳目を味まざす。

「称謂」制定の放棄、歴史に於ける「跡」の重視がうたわれるの

である。山陽は二洲『称谓私言』を評価し、その「称谓」の弊の一掃に功のあったことを論じていたが、『称谓私言』が著述され十数年、山陽には「称谓」に対するこれといった思い入れは見られず「称谓」からの自由が山陽の歴史叙述を支えていることに疑いはない。尚、定信が『外史』を「上乗翁公書」を好意的に受け入れたことと定信における「正名」の主張とが大いに関係していることも寛政期以後における史学史の状況と関わるが紙筆の関係上、以上で『逸史』と『外史』との関係への言及を中断することにす。

## 註

- (1) 『本居宣長稿本全集』第二卷一三六頁
- (2) 称谓には称呼・名称という意味と言い換えの意味とがあるが、ここでは日本の制度に対する中国の称呼の応用あるいは別称の設定という意味で使用する。ただし史料上では称呼の義に使う場合が多いから、それに従う場合もある。
- (3) 『日本國粹全書第五輯』
- (4) 『本居宣長全集』第一卷七八・七九頁
- (5) 宣長を含む国学者の歴史意識については、拙稿『上古封建』論と国学—近世史学思想史の一断面—(『日本思想史研究』第十六号)「本居宣長の『国造』制論とその思想的意味—宣長学考察の一視点—」(『日本思想史学』第十六号)を参照されたい。
- (6) 日本國粹全書本『時文摘抄』には林大学頭述斎による奥付があり好意的反応を示す。
- (7) 『近世後期朱子学派の研究』
- (8) 『尾藤二洲について』(日本思想大系37『徂徠学派』)
- (9) 「称谓と正名」(『日本近世史論叢』下巻)
- (10) 「逸史題辭」は「明和七年四月十一日」の後記を有し、『逸史』が明和年間に献上の意図のもと編述されたことが窺える。時野谷勝「懷徳堂の歴史観」(『季刊日本思想史』二十号)には明和・安永の頃の編述開始についての論がある。
- (11) 「竹山国字牘統編」(叢書・日本の思想家24「中井竹山中井履軒」一四二頁による)
- (12) 東北大学附属図書館蔵の『竹山先生国字牘』関係書は四本あり、〔一〕明治四十四年刊『懷徳堂遺書』所収印本「竹山国字牘」二冊、〔二〕文化丙子十月十九夕、瀧榮膳の後記を持つ写本「竹山中井先生国字牘」(内藤耻叟旧蔵本)一冊、〔三〕「竹山書牘」写本一冊、〔四〕文化丙子冬十二月十六夕の後記を持つ写本「竹山先生国字牘」五冊がそれである。このうち〔二〕は「甲子二月二日起業」の前記を持ち〔四〕の「初編」一冊に対応する。〔三〕は「紫雲并副墨辨答千秋」「答服子安」「答脇子善大学章句問目」からなり〔一〕が所収するものとしなもののを交えたもの。〔四〕は〔一〕と半数は対応するが〔一〕が収めない書簡を多く含む。〔一〕は明治期の抄本であるのに対し〔四〕は〔二〕の存在を勘案すると旧来の写本の系列に属すると考えられる。懷徳堂蔵草稿本不分巻八冊、内閣文庫蔵鈔本三巻十五冊、等と対校の必要がある。
- (13) 『竹山先生国字牘』註(12)の〔四〕所収。
- (14) 註(12)の〔三〕所収。
- (15) 同書簡中には「先二人ニ答ヘテ大ニ五事略ヲ辨セシメテ

リ」との文面があり、該当する文書は『竹山國字讀』（註(12)の〔一〕）巻下の「答藤江貞藏書」であると見做せるから、安永年間における竹山の議論を両書簡によつて窺うことが可能である。尚「答藤江貞藏書」は『竹山國字讀』巻上の「己亥（安永八）九月」の年記を有する「答鹿島文宰書」の將軍称呼をめぐる問答内に「カッテ從倅貞藏ナルモノニ答ヘテ、是ヲ論ゼシヨ詳カ也」との言及が見えるから年代的に少々くり上がるであらう。

(16) 註(12)の〔一〕所収。註(15)参照。

(17) 拙修齋叢書本、版本二冊。

(18) 竹山は「書院藏書大日本史後序」に懷徳堂所蔵の大日本史が明和八年、堀田羽侯の依頼を受け郡山侯の藏本の繕膳を行なった際の一本であることを記している。ここに見える堀田侯は大坂城大番頭堀田正邦である。堀田氏への出講は嫡子豊前守正毅にも続けられる。竹山の社会的地位確立へ向けての実践の一つとされよう。同様にして注目されるのが佐倉藩主堀田正順との交渉である。正順は天明末年以降竹山を師とし儒学の講釈を受けた人物である。寛政四年には藩学温故堂を創立しその教授として迎えたのが竹山の推奨を受けた菱川大観である。

正順ははじめ渋井大室に学んだ。寛保三年以後天明八年までの期間であり、天明七年大坂城代となった正順に従つて大坂に就いた大室が死去するまでの期間である。大室は林榴岡に学んだ朱子学者で国史に通じ自身『国史』百廿五巻の著作を持つ。大室の没後、正順は竹山に学んだがその理由は竹山が江戸に寓した際に大室あるいは細井平洲と親交がありその

関係からと考えられる。

正順は大室の死後儒官として菱川大観を召し抱えた。その経過は『紀氏雜録』に基づいた篠丸頼彦（『佐倉市史』第二巻「藩校と文化」）によれば、寛政の初め、藩主正順の内意のもとに教官を物色中の渋井伴七（大室弟）に大坂の書店主播磨屋九兵衛が推選し竹山の推奨によつて決定を見、十五人扶持で召し抱えられることになったのである。大観は寛政四年佐倉の藩学創立に備え江戸に向い、以後享和三年没するまで江戸と佐倉とを半年交代で往き来し、教授の任に當つた。大観の主著は『正名緒言』である。尚『正名緒言』には尾藤二洲の序文が附せられるが二洲著『稱謂私言』の印行者は大観の子菱川在である。

以上の竹山と大室、大観との交渉（正順を交えた）を前提として本稿に於ける議論の展開を把束する必要がある。

(19) 「君臣」か「統属」かをめぐつた両者の議論については別稿を用意したい。

(20) 二洲著『稱謂私言』の成立は寛政十二年。『逸史問答』、『逸史』献上を経てまとめられた二洲の「稱謂」説と位置付けられる。

(21) 『日本外史辨妄』、市島春城『隨筆頼山陽』七一頁による。

(22) 中村真一郎『頼山陽とその時代』は上記諸論を紹介する。

(23) 以下の『日本外史』からの引用は岩波文庫本による。原漢文

(24) 「復子庚」『西庵先生余稿』（帆足萬里先生全集）上巻六八一頁。原漢文。）

(25) 『隨筆頼山陽』七七頁所収。原漢文。

(26) 註(22)参照。（東北大学・助手）